

平成29年度 明石市地域包括支援センター運営事業報告

2 包括的支援事業について

	総合相談支援事業	権利擁護事業	包括的・継続的ケアマネジメント事業	認知症総合支援事業	地域連携推進事業
目標	<p>1. センター職員のインテーク（相談者への最初の面談）・アセスメント能力を高める。</p> <p>2. 総合相談受付のルールの徹底や対応力の標準化</p> <p>3. 相談傾向や対応等の情報を地域課題の分析に役立てる。</p>	<p>1. 関係機関とのネットワークの強化</p> <p>2. ケース対応能力の向上、対応方法の統一</p> <p>3. 高齢者虐待の早期通報についての協議</p> <p>4. 成年後見制度に関する啓発、利用促進</p> <p>5. 法律関係者との相談連携体制の構築</p>	<p>1. 介護支援専門員の実践力の向上</p> <p>2. 介護支援専門員と多職種連携強化</p> <p>3. 居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携強化</p> <p>4. 施設の計画担当介護支援専門員との連携強化</p> <p>5. 地域ケア会議の普及・定着</p>	<p>1. 効果的な認知症サポーター養成講座の実施</p> <p>2. 早期発見・早期治療に対する取組</p> <p>3. 人材育成・活用</p> <p>4. 認知症当事者とその家族の居場所に関する検討</p> <p>5. 認知症家族へ対する支援</p> <p>6. 認知症の支援に関する他職種連携</p> <p>7. 若年性認知症当事者とその家族に対する支援</p> <p>8. 認知症総合相談窓口の活用</p>	<p>1. 地域自立生活支援（「くらしていく」）の支援</p> <p>2. 地域における見守りの推進（「助けてと言える」「気になる」）</p> <p>3. 明石市要援護者地域包括ケアシステム（システム）諸会議における協議内容の整理と循環の充実</p>
取組	<p>【継続した取組】</p> <p>1. 事業所内で総合相談受付の課題や対応策をセンター職員にフィードバックする。</p> <p>【新たな取組】</p> <p>1. 総合相談受付の課題や対応策を事業所内で検討する。</p> <p>2. 総合相談受付の情報を分析し、関係機関と共有し、地域課題の発見や予防に活かす。</p>	<p>【継続した取組】</p> <p>1. 高齢者虐待防止委員会（関連機関との情報交換会含む）への出席</p> <p>2. 東西合同ソーシャルワーカー会議にて、高年介護室とケース対応について協議</p> <p>3. 高齢者虐待の課題（発見者・通報者の葛藤や迷いの分析、対応の検討等）、解決策の検討・意見交換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センター職員への高齢者虐待対応マニュアルの周知 ・マニュアルの適宜見直し、住民向けリーフレットの内容を再検討 <p>4. 成年後見制度等に関する啓発、利用支援</p> <p>5. 法律関係者との相談連携体制の構築</p> <p>【新たな取組】</p> <p>1. ケース管理・評価の方法を統一し、月1回、各地区で虐待等権利擁護ケースの評議会議を実施し、共通の書式でケースの進捗管理・評価を行う。</p> <p>2. 高齢者虐待の早期通報、相談に関する啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○早期発見・早期対応ができるよう、法務局の人権擁護委員、リーガルサポート（司法書士）への講座の実施 ○高齢者虐待防止対応マニュアルの各関係機関周知 ○住民向けリーフレットの再検討・再配布 	<p>【継続した取組】</p> <p>1. 包括的・継続的ケアマネジメント研修会の開催</p> <p>2. 円滑な連携を促進するため、居宅介護支援事業所・地域密着型サービス事業所・介護保険施設に従事する介護支援専門員に、各種情報提供を行う。</p> <p>3. 介護支援専門員支援にかかる3者連絡会の開催</p> <p>4. 介護保険施設の計画担当介護支援専門員の名簿を作成し、研修会や交流会の情報提供等を行う。</p> <p>5. 新規の居宅介護支援事業所に巡回訪問を行う。</p> <p>【新たな取組】</p> <p>1. 地域包括支援センターが発行する「ほうつかつ便り」で、医療介護連携の推進に関する研修やその開催情報等を、居宅介護支援事業所・地域密着型サービス事業所・介護保険施設に従事する介護支援専門員に情報提供し、多職種連携の促進を図る。</p> <p>2. 地域総合支援センターへの円滑な業務移行の準備</p>	<p>【継続した取組】</p> <p>1. 認知症サポーター養成講座の開催調整（随時）、キャラバンメイト意見交換会の実施（市域、東西各1回）</p> <p>2. 認知症初期集中支援チームの実施（チーム会議/毎月）認知症なんでも相談の実施（月2回）</p> <p>3. ステップアップ講座への講師派遣、認知症サポーターの活動の検討</p> <p>4. 認知症カフェ等への取組の支援</p> <p>5. 認知症家族会（あった会）への支援 SOSネットワーク家族交流会への参加、認知症家族支援講座の実施</p> <p>6. 認知症ケアパスの見直しの協力</p> <p>7. 若年性認知症当事者その家族の把握、課題の検討</p> <p>8. 認知症総合相談窓口についての検討</p> <p>【新たな取組】</p> <p>1. 「身寄りのない方の救急搬送における医療同意の現状」について、広報啓発も兼ねて他の病院へもヒアリングを実施する。</p> <p>2. 「D N A Rの意思表示」等の考え方についてブロック会議等において情報提供を行う。</p> <p>3. 「看取り支援」に関して、地域での講座や研修等で情報提供を行う。</p> <p>4. 「見守りれんらくばん（対象者の緊急連絡先等が記載でき、冷蔵庫等に貼れる）」と「れんらくばん」の活用と促進に向けた協議を行う。</p>	

平成29年度 明石市地域包括支援センター運営事業報告

	総合相談支援事業	権利擁護事業	包括的・継続的ケアマネジメント事業	認知症総合支援事業	地域連携推進事業
達成状況 (効果)	<ul style="list-style-type: none"> 継続した取組1・新たな取組1について、初回相談における受付内容等について統一した内容を職員に周知することで標準化を図った。 グループスーパービジョン（困難事例等を紐解き、多職種との連携を図るポイントを学ぶ手法。以下同様）研修、地域総合支援センター開設に向けた研修会を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 継続した取組1～3について高齢者虐待防止委員会・事前会議にて市と協議し、虐待発見者・通報者のフォロー、支援者支援等虐待対応機関としての課題を把握し、虐待防止委員会へ報告するとともに研修会を開催した。 継続した取組4について後見支援センターと協議し、日常生活自立支援事業や成年後見制度の申請時に必要なアセスメント（課題抽出）シートや収支一覧表を共通書式化したこと、アセスメント（課題抽出）の標準化に繋がった。 継続した取組5について法律関係者との相談連携体制を構築し、虐待ケース等において法的助言を受けてケース対応を行った。 新たな取組1について全地区において毎月評価や検証を実施。権利擁護ケース台帳を作成することでケース管理ができ、対象者への適切な対応、チーム内での迅速な情報共有につながった。 新たな取組2について、法務局の人権擁護委員に対し、虐待の早期発見・早期対応に関する普及啓発を行った。また、リーガルサポートに対し、虐待ケースへの対応方法や後見人等との連携について説明するなどの啓発活動を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 継続した取組1について居宅介護支援事業所へ研修等の情報提供を行った。 継続した取組1・2について、ケアプラン作成をグループで行うことにより、参加者の「問題と課題」が整理できずケアプランに位置付けられている現状等が明らかとなった。 継続した取組2について、居宅介護支援事業所の連絡先・特定事業所加算取得の有無・管理者・主任介護支援専門員名等の情報を整理したことにより、事業所に応じた情報提供や介護支援専門員への後方支援につながった。 継続した取組3について、3者連絡会主催の特定事業所加算算定事業所を対象とした意見交換会を行い、介護支援専門員間の円滑な連携促進ができた。 継続した取組5において、自立支援型ケアマネジメント会議に事例提供するメリットとして、各専門職等から助言を受け、自立に資するケアプラン作成につながることを伝えるなど、自立支援型ケアマネジメント会議の活用の視点等が周知できた。 新たな取組1については、「ほうかつ便り」を通じて医療と介護の連携推進に関して情報提供し、在宅、施設での医療と介護の連携を促進した。 新たな取組2に向け、市域単位で取り組む内容として、介護支援専門員への研修会の開催や情報提供等を、中学校区等単位で取り組む内容として、居宅巡回訪問や介護支援専門員への助言や支援等を検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> 継続した取組1について、住民へ認知症に関する正しい知識の周知が継続できている。 継続した取組2について、個別ケース対応の中で適切な医療福祉介護等の社会資源へつないだ。 継続した取組3について、認知症サポートが認知症の人への声掛けのポイントを学べる要援護者SOSネット声掛け訓練に協力した。 取組4・5について、地域から認知症カフェ開設に関する相談を受けるようになるとともに、開設に向け、立ち上げ支援を行っている。 継続した取組6・7について、新たに若年性認知症について掲載された認知症ケアパスを使用し、住民への情報提供を行った。 継続した取組8について、認知症ケアパスに沿った相談対応をするよう、認知症総合相談窓口を担当する職員へ周知を行い、相談者への情報提供を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 継続した取組1・2について、新たに8050問題を抱えるケースの主たる相談窓口がない現状を明らかにした。 新たな取組1について、入院病床を有する医療機関を対象に実施し、医療同意に関する行為等が介護支援専門員や成年後見人の役割ではないと認識していることを明らかにした。 新たな取組2について、ブロック会議を東西圏域で開催。「D N A Rの意思表示」等の考え方について学び、多職種グループで協議したことにより、在宅において「まずは本人が最期をどう迎えたいかの意向確認が必要である」と認識が共有できた。 新たな取組3について、医療機関におけるD N A Rの取り扱いの状況や、「D N A R」「A C P」の考え方を学んだことにより、在宅において「最期をどう迎えたいのか」の本人の意向確認（リビング・ウィル）を推進していく必要性が多職種で共有できた。また、「本人、家族間の意向確認を支援する」や「在宅でも緩和ケアが可能である旨を本人や家族に説明する」等、支援者としてできることの認識を得た。 新たな取組4について、「見守りんらくばん」の活用促進に向け広報啓発を行った。
課題等	<ul style="list-style-type: none"> 新たな取組2について、相談件数や相談内容の傾向等量的な分析に加え、質的な分析を踏まえ地域課題を検討する。 発見した地域課題をどのように住民に周知するのか、継続して検討を行う。 児童や障害等に係る研修会の実施や新たな帳票の作成を行う。 センター職員へ相談件数の集計方法の周知徹底 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者虐待の早期発見・早期通報に向けて引き続き啓発する。 通報者・発見者が不安にならないように個人情報の保護等について適正な対応を行う。 高齢者虐待ケースから見える課題分析を継続して行い、ケース対応能力の向上を目指すとともに、高齢者虐待防止の取組を推進していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定事業所加算算定事業所の主任介護支援専門員は、事業所における人材育成・業務管理を行う役割があるが、他の居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員に適切な助言等を行っていただけるよう取組を引き続き促す。 	<ul style="list-style-type: none"> 継続した取組2の認知症初期集中支援チームの活動において、初期の認知症の人を把握できる方法について検討する。 認知症サポートの活用について、要援護者SOSネット声掛け訓練だけではなく、実践的な取組を検討する。 若年性認知症に係る課題解決に向けて取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時の備えとして、緊急連絡先情報等が支援チームで共有できるよう、継続して「見守りんらくばん」を広報啓発する。